庄内町議会議員定数等調査特別委員会調査報告書

委員長　　小野一晴
副委員長　石川武利
委員　　吉宮茂、工藤範子、五十嵐啓一
上野幸美、渡部伊君子、奥山康宏
阿部利勝、加藤將展、伊藤和美
スルタンヌール、齋藤秀紀

1　調査事件

庄内町議会議員の定数等

2　調査目的

平成 20 年 3 月に制定した「庄内町議会基本条例」の理念に基づき、町民に開かれた議会及び議会の活性化を目指すため、令和 7 年 6 月定例会において特別委員会を設置した。委員は議長を除く議員全員、調査期間は令和 7 年 9 月定例会までとし、調査項目は（1）議員定数と報酬（2）議長・副議長報酬（3）委員長・副委員長手当（4）期末手当（5）費用弁償（6）政務活動費と委員会費用とすることとした。

3　調査経過

(1)　設置年月日　　令和 7 年 6 月 4 日

(2)　調査状況

令和 7 年 6 月 4 日（会期中）委員長・副委員長選任、五十嵐啓一委員所用により欠席
令和 7 年 6 月 23 日　吉宮茂委員・五十嵐啓一委員所用により欠席
令和 7 年 7 月 8 日　五十嵐啓一委員所用により欠席
令和 7 年 7 月 14 日　工藤範子委員忌引き・五十嵐啓一委員所用により欠席
令和 7 年 7 月 29 日　工藤範子委員・五十嵐啓一委員所用により欠席、スルタンヌール委員 7 月 15 日に町長選挙立候補により議員失職
令和 7 年 8 月 12 日　工藤範子委員・五十嵐啓一委員所用により欠席、阿部利勝委員体調不良により早退

4　調査概要

本委員会は、議会議員のなり手不足を解消することと、議会の活性化を図るため庄内町議会として適正な議員定数等について調査研究することを目的として、令和 7 年 6 月 4 日から令和 7 年 8 月 12 日までの 3 箇月間に 6 回の委員会を開催した。

今回の調査にあたっては、令和 2 年 6 月に作成した、町民 6 人の委員とともに協議した検討会議の内容を反映させた、庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会報告書の資料を現在の数値に修正したものを基に、この 3 年間での議会活動及び議員活動を自己検証したうえで、各議員の思いを率直に表明し、その思いをお互いに確認し

あう自由討議の形で協議し以下のようにまとめた。

(1)　議員定数と報酬

定数と報酬については、これまでの協議でも密接に関連することから併せて協議することとした。

意見　　ア　定数は 2 人削減し 12 人、報酬は削減した原資で 4 万円増額の 28 万円にする。

（上野幸美、吉宮茂、石川武利）

理由　上野幸美

・　4 年前に町民とともに出した結論だったが、当時コロナ禍の影響もあり 6 万 5 千円の増額は高すぎると思った。今、4 年前の結論を実現する環境が整った。

・　本町のみならず、近年の選挙情勢を見ると、定数が削減されたからといって新人が立候補をためらうとは思わない。削減した定数分の原資で報酬を上げることで立候補を促すことができる。

理由　吉宮茂

・　4 年前に町民とともに出した結論であり、遅くなってしまったが若手が参入しやすい環境づくりとして実現すべきだ。

理由　石川武利

・　4 年前に町民とともに出した結論を尊重したい。

・　議会議員として専念できる報酬にすることがなり手不足の解消に繋がる。

意見　　イ　定数、報酬ともに現状維持で良い。

（加藤將展、工藤範子、伊藤和美）

理由　加藤將展

・　全国の本町と同規模の自治体で最も多い議員数は 14 人（77%）で 12 人はわずか 4%である。

・　全国町村議長会報告書では常任委員会は 7 人程度が必要としている。したがって、委員会は二つ以上あることから、本町は 14 人程度は必要である。

・　全国町村議長会報告書にあるように、議員の定数と報酬は報酬総額を変えないように報酬を上げれば定数を減らすといった、報酬と定数をリンクさせた議論をすべきではない。

・　前回の改定から 3 年しかたっておらず、改定後の評価や検証はなされていない。評価・検証を議論の基礎とすべきだ。

・　前回の選挙では、14 人の定数に 20 人の立候補がいた。また、次の選挙に複数の人が立候補を表明していると聞いている。したがって、

なり手確保のために報酬を上げる議論は通じない。

・　今回、議会の機能強化や活性化について議論は行っておらず、議論を行わないまま、定数を 12 人、報酬を 28 万円程度に増額するという意見は、定数を 2 人減らしてまでも、とにかく報酬を上げたいとの印象を受ける。

理由　工藤範子

・　定数を減らして報酬を上げるのではなく、定数と報酬は別にして考えるべきだ。

・　全国町村議長会の資料に定数と報酬は別物として考えるべきであり、常任委員会も 7 人程度が適切と明記してある。定数は削減すべきではない。

・　報酬は、実質的稼働日数からすると決して少なくない。

理由　伊藤和美

・　民主的に市町村を運営するためには、議会に一定数の議員が必要だ。

・　報酬は、議員報酬に対する交付税措置の算定基準が見直され、町の財政に負担をかけない状況が調ったら増額すべきだ。

意見　　ウ　定数は 2 人削減の 12 人、報酬は 5 万円増額の 29 万円とする。
（阿部利勝）

理由　阿部利勝

・　4 年前の庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会で出した結論は定数 12 人であり、12 人で議会活動ができると思う。

・　報酬は 4 年前の結論より 1 万円増。物価高騰を加味し類似自治体である高畠町と同額の 29 万円にすべきだ。増額する財源は一般財源から支出すべきだ。

意見　　エ　定数は現状維持の 14 人、報酬は 3 万円増額の 27 万円とする。
（渡部伊君子）

理由　渡部伊君子

・　定数と報酬はリンクさせるべきではない。リンクすると報酬を上げるたびに定数が減少してしまう。

・　常任委員会の所管事務調査を考えると 14 人の定数は必要だ。

・　報酬は物価高騰や賃金の値上げを反映させるべきだ。増額する財源は一般財源から支出すべきだ。

意見　　オ　定数は 2 人削減し、報酬は現状維持の 24 万円とする。2 人削減分の原資は、子育てなどを目的に示した支出に充てるべきだ。
（齋藤秀紀）

理由　齋藤秀紀

・　定数を減らすと立候補しづらくなるとのことだが、三川町では 10 人の定数に 12 人としっかり立候補者が出ている。
・　2 つの常任委員会にこだわる人が多いようだが、1 常任委員会でも所管事務調査はできる。
・　鶴岡市との人口比で割り出せば、本町の議員定数は 5 人となる。実効性を考えても 12 人の定数で十分だ。
・　合併以来、定数と引き換えとはいえ報酬を増額するのに 17 年を要した。4 年後にさらなる増額はすべきでない。
・　報酬を上げるためには議員の質を高めなければならない。

意見　　カ　定数は 2 人削減の 12 人､報酬は 5～6 万円増額の 29～30 万円とする。
（スルタンヌール）

理由　スルタンヌール

・　定数は 12 人で十分だ。報酬は高畠町か川西町並みにすべきだ。増額の財源は一般財源から支出すべきだ。

意見　　キ　定数は 14～15 人、報酬は町民の平均収入に準ずる。
（奥山康宏）

理由　奥山康宏

・　1 常任委員会 7 人が適正で、2 常任委員会あることから 14 人の定数が必要だ。
・　報酬は町民の平均収入の 437 万円(事業者は経費を差し引かない金額)に準ずるべきだ。増額する財源については考えていない。

(2)　議長・副議長報酬

意見　　ア　議会議員の報酬が決定したら、その額にこれまで通りの差額、議長は 7 万 7 千円、副議長は 2 万 4 千円を増額する。
（吉宮茂、工藤範子、上野幸美、スルタンヌール、伊藤和美）

理由　吉宮茂、工藤範子、上野幸美、スルタンヌール、伊藤和美

・　率ではなく、これまでの差額を増額するべきだ。

(3)　委員長・副委員長手当

意見　　ア　これまでどおり必要ない。
（スルタンヌール、伊藤和美、工藤範子）

理由　スルタンヌール、伊藤和美、工藤範子

・　仕事量は多いが、全議員一度は廻ってくる役職であり、全委員で補佐するので必要ない。

(4)　期末手当

意見　　ア　現状維持で良い。
（工藤範子、伊藤和美、吉宮茂）
理由　工藤範子、伊藤和美、吉宮茂
・　期末手当の支給額は、山形県人事委員会勧告に基づき、その都度改定している。

(5)　費用弁償
意見　　ア　車賃、日当、宿泊料、食卓料、会議の費用弁償すべて現状維持で良い。
（伊藤和美、工藤範子）
理由　伊藤和美、工藤範子
・　すべての費用弁償は適正だ。

意見　　イ　会議等の費用弁償は実態に合った改定をすべきだ。その他の費用弁償は現状維持でよい。
（スルタンヌール、加藤將展）
理由　スルタンヌール、加藤將展
・　現状の会議等の費用弁償は「隣接区域を超えた時」の基準が合理的に試算したものとは思えない。合理的な試算をやり直したたうえで改定すべきだ。

(6)　政務活動費と委員会費用
政務活動費と委員会費用については、これまでの協議でも密接に関連することから併せて協議することとした。
意見　　ア　政務活動費はこれまで通り支給しないで、委員会費用を増額させる。
（阿部利勝、渡部伊君子、齋藤秀紀、スルタンヌール、伊藤和美）
理由　阿部利勝、渡部伊君子、齋藤秀紀、スルタンヌール、伊藤和美
・　政務活動費は使途の確認が煩雑になることから必要ない。
・　物価高騰のため目的の視察地までの行程が確保できないことが増えてきた。相当額を増額すべきだ。

意見　　イ　政務活動費はこれまで通り支給しないで、委員会費用も現状維持でよい。
（上野幸美）
理由　上野幸美
・　政務活動費は使途の確認が煩雑になることから必要ない。
・　委員会費用については現状の金額で視察できるように工夫すべきだ。

5　調査経過と結果
採決した 7 月 14 日の委員会には、工藤範子委員が忌引き、五十嵐啓一委員が所用に

より欠席した。

(1)　議員定数と報酬

調査概要に記載したように定数・報酬については多様な考え方が示された。

1回目の採決ではどれも過半数に達しなかったことから、上位2案で再度採決することとなった。

上位2案は以下のとおりである。

案1　定数は2人削減し12人､報酬は削減した原資で4万円増額の28万円にする。

案2　定数、報酬ともに現状維持で良い。

全員で採決したところ、案1に6人(吉宮茂、上野幸美、阿部利勝、スルタンヌール、石川武利、齋藤秀紀)が賛成し、案2に4人(渡部伊君子、奥山康宏、加藤將展、伊藤和美)が賛成したことから、案1に賛成多数で決定した。

なお、自身の意見が上位2案に残らず、案1に変更した理由としては、「議会議員として専念できる報酬にすることが、なり手不足解消に繋がる」(石川武利)、「定数を削減した原資で報酬を増額する考えは同じだ。額は妥協した」(阿部利勝)、「報酬を増額させる考えは理解できるが、4年前に上げなかったものを今あげることには賛同できなかった。報酬に見合うだけ議員の質を上げることを前提に賛同した」(齋藤秀紀)であった。

一方、案2に意見を変更し賛成した委員の理由は「1回目の意見では定数を現状維持、報酬を増額すべきとしたが、充実した議会活動を考えると14人の定数は必要であり、報酬増額よりも定数維持を優先した」(渡部伊君子)、「最初から14人以上の定数は必要だと思っていたことから現状維持とした」(奥山康宏)であった。

(2)　議長・副議長報酬

案1　議会議員の報酬が決定したら、その額にこれまで通りの差額、議長は7万7千円、副議長は2万4千円を増額する。

案1に賛成全員で決定した。(吉宮茂、上野幸美、渡部伊君子、奥山康宏、阿部利勝、加藤將展、伊藤和美、スルタンヌール、石川武利、齋藤秀紀)

(3)　委員長・副委員長手当

案1　委員長・副委員長手当はこれまでどおり必要ない。

案1に賛成全員で決定した。(吉宮茂、上野幸美、渡部伊君子、奥山康宏、阿部利勝、加藤將展、伊藤和美、スルタンヌール、石川武利、齋藤秀紀)

(4)　期末手当

案1　期末手当は現状維持で良い。

案1に賛成全員で決定した。(吉宮茂、上野幸美、渡部伊君子、奥山康宏、阿部利勝、加藤將展、伊藤和美、スルタンヌール、石川武利、齋藤秀紀)

(5)　費用弁償

案1　費用弁償は車賃、日当、宿泊料、食卓料、会議の費用弁償すべて現状維持で

良い。

案２　会議等の費用弁償は実態に合った改定をすべきだ。その他の費用弁償は現状維持で良い。

全員で採決したところ、案１に６人(吉宮茂、上野幸美、渡部伊君子、伊藤和美、奥山康宏、スルタンヌール)が賛成し、案２に４人(阿部利勝、加藤將展、石川武利、齋藤秀紀)が賛成したことから、案１に賛成多数で決定した。

(6)　政務活動費と委員会費用

案１　政務活動費はこれまで通り支給しないで、委員会費用を増額させる。

案２　政務活動費はこれまで通り支給しないで、委員会費用も現状維持でよい。

全員で採決したところ、案１に８人(渡部伊君子、奥山康宏、阿部利勝、加藤將展、伊藤和美、スルタンヌール、石川武利、齋藤秀紀)、案２に２人(上野幸美、吉宮茂) が賛成したことから、案１に賛成多数で決定した。

6　結びに

当委員会は、令和８年６月に執行される議会議員選挙での適正な議員定数等について調査を行った。

現在の条件のもと、託された４年間の任期の内、既に経験した３年間を自己検証したうえでの自由討議であり、そのなかで多くの時間をさいて議論を交わしたのは、定数と報酬についてであった。議論の経緯と結果については先に記載したとおりであるが、1回目の採決ではどれも過半数に達しなかったことから、上位 2 案で再度採決し、案 1 の定数は 2 人削減し 12 人、定数を削減した原資で 4 万円増額の 28 万円にするに賛成多数で決定した。これは、令和２年６月に町民６人の委員とともに協議した検討会議の内容を反映させた「庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会報告書」と同じ結論であり、各委員が議員のなり手不足への対応と、常任委員会の所管事務調査を核とした議会活動の充実を熟慮したうえでの判断であった。

昨今、全国の地方議会、特に町村議会でのなり手不足問題は深刻であり、その要因の一つは低額な議員報酬にあるとして、議会の活動を充実させたうえで増額する動きが加速している。本町議会でも、定数と引き換えとは言え報酬を増額する結論を出したからには、自らを研鑽し、議会の活動内容を充実させることで町民の負託に応えていかなければならない。